

例 言

1 本統計表は、農業災害補償法による果樹共済事業の平成15年産（なつみかん及び指定かんきつは平成16年産）に係る収穫共済及び平成15年度に責任期間が終了する樹体共済の実績についてとりまとめたものである。

なお、収穫共済におけるパイナップルの平成15年産とは、平成15年の夏実として収穫されたものから翌年の春実として収穫されたものまでである。また、なつみかん及び指定かんきつの平成16年産とは、平成15年から平成16年にわたり収穫・出荷されたのものである。

2 本書の構成は、全国統計表（引受及び被害・支払（年産別）及び収支）、都道府県別統計表（収穫共済及び樹体共済の実績）及び参考資料からなっている。

3 参考資料には、平成16年産引受実績（概数）、共済掛金標準率等、果樹の栽培面積及び収穫量に関する資料（大臣官房統計部資料等）を掲載した。

平成17年8月

農林水産省経営局

利用者のために

I 概要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（建物共済等）の任意事業を行っている。

果樹共済事業は、果実及び果実を生む資産としての樹体そのものについての災害による損害を補てんするため、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、農業者との間に共済関係を成立させ共済事業を行い、都道府県単位に設立されている農業共済組合連合会が、当該共済関係に係る共済責任のうち、異常部分及び通常部分の一部につき保険事業を行い、国が当該保険事業に係る保険責任のうち異常部分につき再保険事業を行う、いわゆる三段階制がとられている。なお、平成12年度からは、近年の農業共済組合等の広域合併の進展に伴い、三段階制のほか、地域の意向により二段階制（農業共済組合、政府）による農業共済事業の実施も可能とされたところである。

また、国は、この事業の健全な発展を図るため、農業共済団体の指導監督を行うほか、共済掛金や事務費の国庫負担を行う等の助成措置を講じている。

果樹共済については、果樹保険臨時措置法に基づく制度化のための試験実施（昭和43年度から5か年の引受け）の実績を踏まえて、昭和47年に農業災害補償法の一部改正を行い、昭和48年度に恒久的な制度として、共済目的を6果樹（うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし及びもも）とする本格実施が行われた。その後の制度の主な改正は次のとおりである。

- (1) 昭和50年 共済目的に3果樹（指定かんきつ、かき及びくり）を追加（昭和50年政令第37号、50年度引受けから適用）
- (2) 昭和51年 共済事故の選択制（いわゆる特定危険方式）を導入（昭和51年法律第30号、昭和52年度引受けから適用）
- (3) 昭和54年 共済目的に5果樹（おうとう、びわ、うめ、すもも及びパインアップル）を追加（昭和54年政令第41号、昭和54年度引受けから適用）
- (4) 昭和55年 果樹共済の改善と合理化に関する措置として、①共済金額の基礎となる果実の単位当たり価額の設定の細分化、②共済掛金の納入期日の延期及び特定の防災施設を用いて栽培する場合等の共済掛金の割引、③半相殺方式の導入、④損害のてん補方式の合理化、⑤災害収入共済方式の試験実施等（昭和55年法律第31号、昭和56年度引受けから適用）
- (5) 昭和60年 ①特定危険方式の補償水準の上限の引上げ（標準収穫金額の7割を8割へ）及び対象事故の範囲の拡大、②半相殺減収総合方式の共済責任期間の短縮の特例等（昭和60年法律第50号、昭和61年度引受けから適用）
- (6) 平成5年 ①災害収入共済方式を本格実施するとともに、共済金支払開始損害割合の引下げ（3割を2割へ）及び補償水準の上限の引上げ（基準生産金額の7割を8割へ）、②保険設計を連合会単位から組合等单位へ改める責任分担の改善、③対象果樹に1果樹（キウイフルーツ）のほか、指定かんきつに清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑の5品種を追加等（平成5年法律第35号、平成6年度引受けから適用）
- (7) 平成7年 なしの品種に西洋なしを追加（平成7年農林水産省令第59号、平成8年度引受けから適用）
- (8) 平成12年 ①指定かんきつの品種にゆずを追加（平成12年農林水産省令第4号）、②いよかんを共済目的として指定かんきつから独立、③りんご、ぶどう及びなしの類区分を品種ごとの区分から収穫時期を総称した区分へ（平成12年度引受けから適用）

なお、本書に記載されている「法」とは農業災害補償法、「政令」とは農業災害補償法施行令、「規則」とは農業災害補償法施行規則のことである。

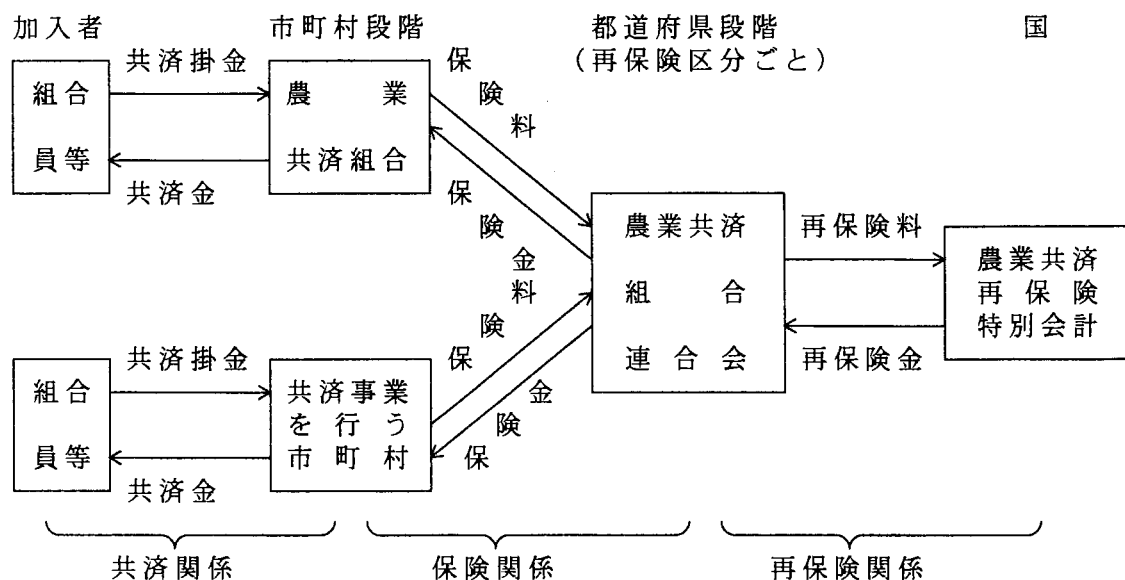
Ⅱ 仕組み

1 機構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の組合員等が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、もし災害があったときは、その共同準備財産をもって被災組合員等に共済金の支払いをするという組合員等の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため果樹共済事業は、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に、農業共済組合連合会の負う保険責任の大部分を国の再保険に付している。

果樹共済の実施機構は次のとおりである。



(備考) 農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（県単位の農業共済組合（特定組合）、国）での実施も可能とされている。

2 果樹共済の種類とその内容（法83②）

果樹共済の種類は、果樹の永年性作物としての特性にかんがみ、年々の果実の損害を対象とする「収穫共済」と、将来にわたって果実を生む資産としての樹体そのものの損害を対象とする「樹体共済」の2種類があり、その方式と内容は次のとおりである。

| 果樹共済の種類等 | | 内 容 | | |
|----------|--|---|---|---|
| 収 穫 共 済 | 半 相 殺 方 式 (損 被 害 を 樹 把 園 握 地 す の る 減 収 収 穫 分 共 済 み に よ り) | 減 収 総 合 方 式 | 一 般 方 式 | 果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、短縮方式以外の収穫共済 |
| | | | 短 縮 方 式 | 果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済のうち、共済責任期間を短縮できるものとして昭和61年1月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）で指定した収穫共済 |
| | | 特 定 危 険 方 式 | 減収暴風雨方式 | 最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨（以下「暴風雨」という。）による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。） |
| | | | 減収ひょう害方式 | 降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。） |
| | | | 減収凍霜害方式 | 凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。） |
| | | | 減収暴風雨・ひょう害方式 | 暴風雨又は降ひょうによる果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。） |
| | 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式 | 暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収による損害のみを共済の対象とする収穫共済（法第120条の3の2第1項の規定に基づき申し出た者に限る。） | | |
| | 全相殺方式 (る 損 と 収 農 収 穫 を 分 家 穫 を 相 と 単 共 把 殺 減 位 済 握 し 収 で す て 分 増) | 減収総合方式 | 果実の減収による損害を共済の対象とする収穫共済（法第120条の6第2項の規定に基づき農林水産大臣が指定した地域内に住所を有する者で規則第33条の6の5に規定する者に限る。） | |
| | | 品質方式 | 果実の減収及び品質の低下による損害を対象とする収穫共済（法第85条第11項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定した地域内に住所を有する者で規則第17条の2の2に規定する者に限る。） | |
| | | 災害収入共済方式 | 果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする収穫共済（法第120条の6第3項の規定に基づき農林水産大臣が指定した地域内に住所を有する者で規則第33条の6の7に規定する者に限る。） | |
| 樹体共済 | | 樹体の枯死、流失、滅失、埋没、損傷による損害の額が共済価額の1割又は10万円のいずれか小さい方の額を超えた場合に共済金を支払う。 | | |

(注) 1 全相殺方式、災害収入共済方式は収穫量の相当部分が共同出荷されており、その資料から全相殺方式の場合は収穫量（品質方式にあつては更に品質の程度）、災害収入共済方式の場合は収穫量、品質の程度及び生産金額が適正に確認することができる地域について主務大臣の指定を得て行うことができる。

2 短縮方式は、過去の被害発生状況からみて収穫共済の共済目的の種類ごとに共済責任期間から除外される期間（花芽の形成期から発芽期までの期間又は春枝の伸長停止期から開花期までの期間）内における共済事故の発生が少ないと見込まれる地域について主務大臣の指定を得て行うことができる。

3 共済目的の種類（法84①、法85①、法120の6⑩⑪、昭和50年政令37、規則15、規則15の2、規則15の3）

(1) 収穫共済

ア 半相殺方式及び全相殺方式

(ア) 共済目的の種類

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかん以外のかんきつ類の果樹（はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずを総称していう。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし（支那なしの品種に属するなしを除く。以下同じ。）、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップル。

ただし、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られた温室内において栽培されている果樹は除外される（このような果樹は園芸施設共済の施設内農作物で引き受けられることができる。）。

(イ) 共済目的の種類等及び共済目的の種類等の細区分

果樹には、同一の共済目的の種類に属するものであっても、品種、栽培方法によって収穫時期、被害の発生態様に差異があることから、これらの差異の大きいものについて、品種又は栽培方法に応じて次のように区分（以下「共済目的の種類等」という。）を定めており、また同一の共済目的の種類等に価格差の大きい複数の品種が含まれている場合には、都道府県ごとに、価格差に応じて更に区分（以下「共済目的の種類等の細区分」という。）を定めている。

なお、果実の1キログラム当たり価額の設定は、共済目的の種類等ごと（細区分が定められている場合は細区分ごと）に行い、共済金額の設定及び支払共済金の算定は、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとを単位として行う。

| 共済目的の種類 | 共済目的の種類等 | 品種又は栽培方法に応じて定める区分及び各区分に属する品種又は栽培方法 |
|----------|----------|---|
| うんしゅうみかん | 1 類 | 早生うんしゅうの品種 |
| | 2 類 | 普通うんしゅうの品種 |
| | 3 類 | 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）を用いて栽培する方法 |
| なつみかん | | なつみかんの品種 |
| いよかん | | いよかんの品種 |
| 指定かんきつ | 1 類 | はっさく、ぼんかん、ぶんたん、ネーブルオレンジ、ゆず |
| | 2 類 | さんぼうかん、たんかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑 |
| りんご | 1 類 | 早生の品種 |
| | 2 類 | 中生の品種 |
| | 3 類 | 晩生の品種 |
| ぶどう | 1 類 | 早生の品種 |
| | 2 類 | 中生の品種 |
| | 3 類 | 晩生の品種 |
| | 4 類 | 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）を用いて栽培する方法 |
| なし | 1 類 | 早生の品種（授粉樹を含む。） |
| | 2 類 | 中生の品種（授粉樹を含む。） |
| | 3 類 | 晩生の品種（授粉樹を含む。） |

| | | |
|---------|-----|----------------------|
| もも | 1 類 | 生食用早生の品種 |
| | 2 類 | 生食用中生及び晩生の品種 |
| | 3 類 | 加工用の品種 |
| おうとう | | おうとうの品種 |
| びわ | | びわの品種 |
| かき | 1 類 | 甘がきの品種 |
| | 2 類 | 渋がきの品種 |
| くり | | くりの品種 |
| うめ | 1 類 | 小うめの品種（授粉樹を含む。） |
| | 2 類 | 小うめの品種以外の品種（授粉樹を含む。） |
| すもも | | すももの品種 |
| キウイフルーツ | | キウイフルーツの品種 |
| パインアップル | | パインアップルの品種 |

イ 災害収入共済方式

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル。

ただし、ガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られた温室内において栽培されている果樹は除外される（このような果樹は園芸施設共済の施設内農作物で引き受けることができる。）。

共済金額の設定及び支払共済金の算定は、特定収穫共済の共済目的の種類ごと（農林水産大臣が指定した共済目的の種類等を除く。以下同じ。）及び組合員等ごとを単位として行う。

(2) 樹体共済

ア 共済目的の種類

(1)のアの(ア)に掲げる果樹（毎年結実する状態に達していない果樹（未結果樹）を除く。）

イ 共済目的の種類等

共済金額の設定及び支払共済金の算定は、樹体共済の共済目的の種類等ごと組合員等ごとを単位として行う。

樹体共済の共済目的の種類についても、生育の程度に応じて区分を定めることとなっているが、現在、未結果樹（幼木）が共済事業として未実施であることから、共済目的の種類等として区分されていないので、以下樹体共済における「共済目的の種類等」は「共済目的の種類」を指す。

4 共済事故（法84①、法120の3の2、政令2の6の2、規則⑩4、規則33の5の3）

(1) 収穫共済

収穫共済の共済事故は各方式ごとに次のとおりである。

- ア 減収総合方式の共済事故は、風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収
- イ 品質方式の共済事故は、アの災害による果実の減収及び品質の低下
- ウ 災害収入共済方式の共済事故は、アの災害による果実の減収又は品質の低下に伴う生産金額の減少
- エ 特定危険方式のうち減収暴風雨方式の共済事故は、最大風速13.9メートル毎秒以上又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨による果実の減収（以下暴風雨による果実の減収という場合はこれと同じ。）、減収ひょう害方式の共済事故は、降ひょうによる果実の減収、減収凍霜害方式の共済事故は、凍傷又は降霜による果実の減収、減収暴風雨・ひょう害方式の共済事故は、暴風雨又

は降ひょうによる果実の減収、減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式の共済事故は、暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収

(2) 樹体共済

樹体共済の共済事故は、上記アの災害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷である。この場合の損傷とは、主枝に係る損傷であり、かつ、樹冠容積の2/3以上が折損若しくは枯死するような損傷程度のはなはだしいものとしている。

5 共済責任期間（法120の9）

(1) 収穫共済

ア 半相殺減収総合方式の一般方式（以下「減収総合一般方式」という。）、全相殺方式及び災害収入共済方式については、次の（ア）から（エ）に示す期間である。果樹は春季に開花しその後結実するが、その花の原基即ち花芽は開花の前年に形成されるので、その花芽の災害も共済対象とするよう次図のようにおおむね1年半位の期間としている。

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ
花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん・いよかん及びびわ
春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(ウ) なつみかん及び指定かんきつ
春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(エ) バインアップル
夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

イ 半相殺減収総合方式の短縮方式（以下「減収総合短縮方式」という。）及び特定危険方式

(ア) りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ
発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(イ) うんしゅうみかん及びいよかん
開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

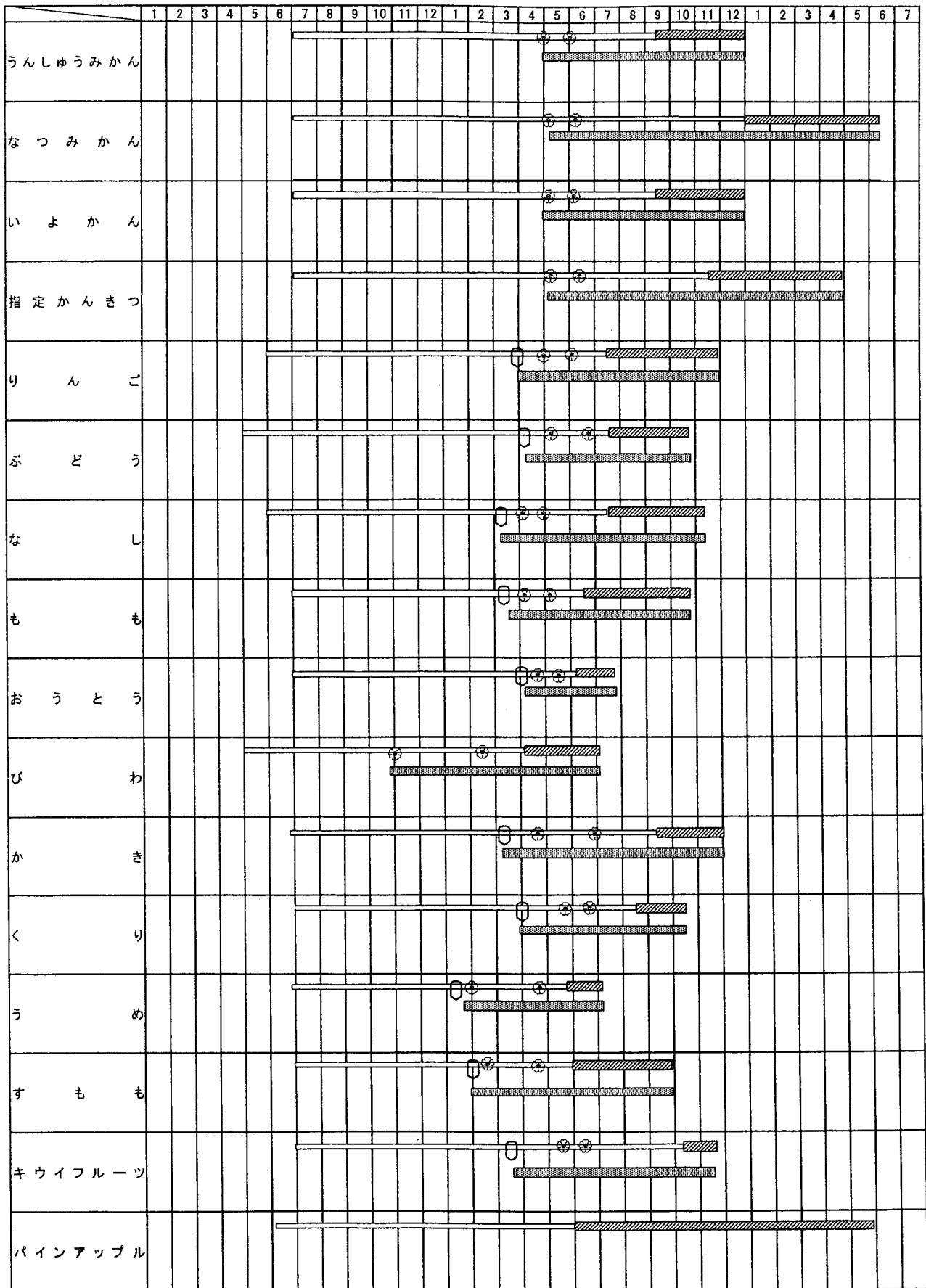
(ウ) なつみかん、指定かんきつ及びびわ
開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(注) 共済責任期間の「果実の収穫」とは、果実を適期に採取し、樹園地から搬出することである。

ただし、当該樹園地内において貯蔵する場合は、その貯蔵を始める時までをいう。

(2) 樹体共済

樹体共済は、定款等で定める日から1年間である。定款等で定める日は、引受け、損害評価の適正効率化を図るため、収穫共済の減収総合一般方式、全相殺方式及び災害収入共済方式の始期に合わせることにしている。



○発芽期
 ○開花期
 ■収穫期

■減収総合短縮方式、特定危険方式

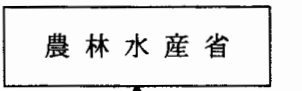
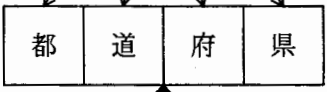
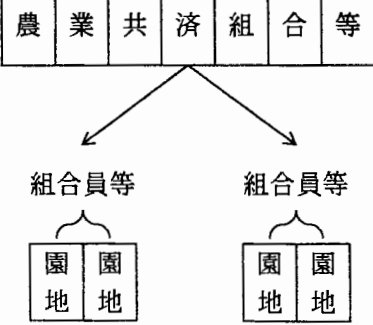
6 加入及び共済関係の成立（法15①、法120の2、法120の3、政令2の6の2、規則33の3、規則33の4）

- (1) 加入資格者は、組合等の区域内に住所を有し、組合等の定款等で定める一定面積以上の栽培面積を有し、果樹栽培の業務を営む者である。一定面積とは、収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済の共済目的の種類等ごとに5アールから30アールの範囲内（ただし、収穫共済の特定危険方式については、当該共済目的の種類につき、その栽培面積の合計が20アール（おうとう、びわ及びすももにあっては10アール）以上で、かつ、5年以上の果樹栽培経験を有する者）で組合等が定める。
- (2) 加入の申込みは、共済目的の種類ごとに、加入資格者が定款等で定める申込期間内に栽培している果樹のすべてについて申し込み、組合等がこれを承諾することによって共済関係が成立する。
義務加入の議決が行われている組合等にあっては、農作物共済の組合員等である果樹共済資格者は、加入が義務付けられる。
- (3) 共済掛金の払込みは、共済責任期間の開始する時までに行う。ただし、分割支払がされる場合は、第1回の支払を責任開始前に、残額の第2回分をその年の収穫時期（販売代金収入時）に払い込むものとし、延納措置が行われる場合はその全額をその年の収穫時期に払い込む。

7 標準収穫量（法120の6⑧⑩）

- (1) 標準収穫量とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られるいわば標準的な収穫量である。
- (2) この標準収穫量は、半相殺方式、全相殺方式による収穫共済において、共済目的の種類等ごと（細区分が定められているものには細区分ごと）、組合員等（半相殺方式にあっては樹園地）ごとに定められ、共済金額の算定基準となるものである。
- (3) 標準収穫量の決め方は、おおむね次による。

ア 半相殺方式

| 順 序 | 決 め 方 |
|--|---|
|  <p style="text-align: center;">農 林 水 産 省</p> | <p>農林水産省経営局長は、毎年、共済目的の種類ごとに、農林水産統計資料等の最近4か年中中庸2か年平均の10アール当たり収穫量に樹齢の伸びを勘案したものを基礎に都道府県ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知する。</p> |
|  <p style="text-align: center;">都 道 府 県</p> | <p>知事は、共済目的の種類等ごとに、市町村ごとの農林水産統計資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近7か年間の各年ごとの10アール当たり収穫量（実態に見合うよう全市町村について同一の基準：7か年中中庸5か年、6か年中中庸4か年、5か年中中庸3か年、4か年中中庸2か年）及び結果樹面積を基礎にして、配分の結果が農林水産省経営局長の通知に一致するように、組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知する。</p> |
|  <p style="text-align: center;">農 業 共 済 組 合 等</p> <p style="text-align: center;">組合員等 組合員等</p> <p style="text-align: center;">園 地 園 地 園 地 園 地</p> | <p>組合等は、共済目的の種類等ごと（細区分が定められているものには細区分ごと）、引受けの対象となった園地ごとに、当該園地の樹齢ごとの面積（又は植栽本数）に知事が通知した10アール当たり収穫量に一致するように定めた年産別標準収量表の樹齢ごとの10アール当たり（又は1本当たり）収穫量を乗じて得た収穫量（園地条件、肥培管理状況が把握できるときは、その状況を加味した収穫量）を基礎に樹体の状況（高接ぎ等）及び損害評価実績を参酌して標準収穫量を定める。なお、特定危険方式及び減収総合短縮方式にあっては、当該短縮期間内において果実の減収が見込まれる被害分を差し引く方法により定める。</p> |

標準収量表とは、果樹は永年性作物の特性から生長に応じて収穫量が増大し、盛果期を過ぎると次第に減退していくものであることにかんがみ、この樹齢に応じた10アール当たり及び1本当たりの標準的収穫量を表にしたものである。

この標準収量表は、組合等の区域について収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種、地域又は栽培条件、植栽形態等により平均的な収穫量に差があるときは、その要因ごと）に作成するものであり、年産ごとの標準収量表は樹齢別結果樹面積を重みとした収穫共済の共済目的の種類等ごと組合等ごとの平均値が知事が通知した10アール当たり収穫量に一致するように定める。また、この標準収量表は一般に3年ごとに作成する。

イ 全相殺の減収総合方式

組合等は、共済目的の種類等の細区分ごと、組合員等ごとに最近5か年の出荷実績から最近4か年中中庸2か年の平均的な10アール当たり収穫量を算定し、それに樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率を乗じて10アール当たり標準収穫量を定め、これに当該組合員等の当該細区分ごとの引受面積を乗じて得た収穫量を基礎に樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して標準収穫量を定める。

ウ 全相殺の品質方式

イの方法によって定められた標準収穫量（重量）に、更に組合員等ごとの評点数による品質指数（％）を乗じた数量をもって標準収穫量とする。この場合の品質指数は、出荷実績から算定した組合等の平均の品質評点数に対するその組合員等の品質評点数の割合である。

8 基準生産金額（法120の6⑨）

- (1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。
- (2) この基準生産金額は、災害収入共済方式において、特定収穫共済の共済目的の種類ごと、組合員等ごとに定められ、共済金額の算定基準となるほか、被害があったとき、損害評価の基準の一つとし、支払共済金の額の算定基準となるものである。
- (3) 基準生産金額の決め方は、最近5か年の出荷実績によって10アール当たり生産金額（総販売金額から農業協同組合等の控除する必要経費部分を差し引いて得た額）を算定し、これに引受面積を乗じて得られた生産金額を基礎に樹齢構成の変化及び樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して定める。

9 共済金額（法120の6）

共済金額は、被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。また、この金額に応じて組合員等が支払うべき共済掛金の額が算定される。

(1) 収穫共済

ア 全相殺方式及び半相殺方式

共済目的の種類等ごと組合員等ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じた額（標準収穫金額（細区分がある場合は細区分ごとに算出した額を共済目的の種類等ごとに合計した額））に、定款等で定める最低割合（40％～60％）を乗じて得た金額を下らず、70％（特定危険方式にあっては80％）を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

単位当たり価額は、最近4か年中の中庸2か年平均の組合員等手取価格（庭先価格）を基礎にして、農林水産大臣が価格差に応じて共済目的の種類等の細区分ごと、都道府県の区域を分けた地域ごとに定める。

イ 災害収入共済方式

特定収穫共済の共済目的の種類ごと組合員等ごとに、基準生産金額に、定款等で定める最低割合（40％～60％）を乗じて得た金額を下らず、80％を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

(2) 樹体共済

共済目的の種類等ごと組合員等ごとに、共済価額に、定款等で定める最低割合（40％～60％）を乗じて得た金額を下らず、80％を乗じて得た金額の範囲内で組合員等が申し出た金額である。

共済価額は、樹齢ごとの標準収穫金額に樹齢ごとの換算係数を乗じて換算する。樹齢ごとの換算係数とは、

樹体の価額と標準収穫金額（収穫共済と同様の方法による。）との割合を、樹齢ごと（5年刻み）に係数化したものであって農林水産大臣が定める。この場合の樹体の価額は、育成に要した費用の額（生長期）と将来の期待収益を現在価に割りもどした額（いわゆるホフマン方式により算出した額、盛果期以降）となるようにしている。

10 基準収穫量（法120の8④）

(1) 基準収穫量とはその年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られるいわば平年の収穫量であり、半相殺方式、全相殺方式においては被害があったとき、損害評価の基準として支払共済金の額の算定の基準となるものである。

また、災害収入共済方式においては被害があったとき、減収又は品質の低下があったか否かを判断する基準となるものである。

(2) 基準収穫量の設定方法は各方式ごとにおおむね次のとおりである。

ア 半相殺減収総合方式

共済責任期間の開始後開花期までの間に共済目的の種類等の細区分ごと及び引受けの対象となった樹園地ごとに、園地条件、肥培管理及び隔年結果の状況を調査の上、損害評価実績を勘案して標準収穫量を調整して定める。

なお、共済目的の種類等の細区分ごと及び樹園地ごとの基準収穫量を共済目的の種類等ごとに当該組合等について合計して得られる数量は、当該樹園地の当該共済目的の種類等の細区分に係る標準収穫量を同様に合計して得られる数量に100分の110を乗じて得られる数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。

イ 特定危険方式

共済責任期間開始後遅滞なく、共済目的の種類等の細区分ごと及び組合員等の樹園地ごとにすべての組合員等の全樹園地について摘果終了後に検見又は実測の方法により着果数を調査する。この着果数と、標準収穫量を共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重（代表的な集出荷施設の最近2年間の出荷実績等から算出したもの。）で除して得た数量とのいずれか大きい数を着果数とし、この着果数に共済目的の種類等の細区分ごとの平均果実重を乗じて定める。

ウ 全相殺方式

当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷実績が明らかになった時点で共済目的の種類等の細区分ごと、組合員等ごとに隔年結果の状況に応じて標準収穫量を調整して定める。

エ 災害収入共済方式

当該引受けに係る年産の前年産の果実の出荷実績が明らかになった時点で、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに最近5か年の出荷実績から算出した平均的な10アール当たり収穫量に樹齢構成の変化等による収穫量の伸び率、隔年結果がある場合には隔年結果による収穫量の変動係数及び引受面積を乗じて得られる数量を基礎とし、樹体の状況（高接ぎ等）を参酌して定める数量に更に組合員等ごとの品質指数を乗じて定める。

この場合の品質指数は出荷実績から算定した組合等の1キログラム当たり平均価格に対するその組合員等の1キログラム当たり平均価格の割合である。

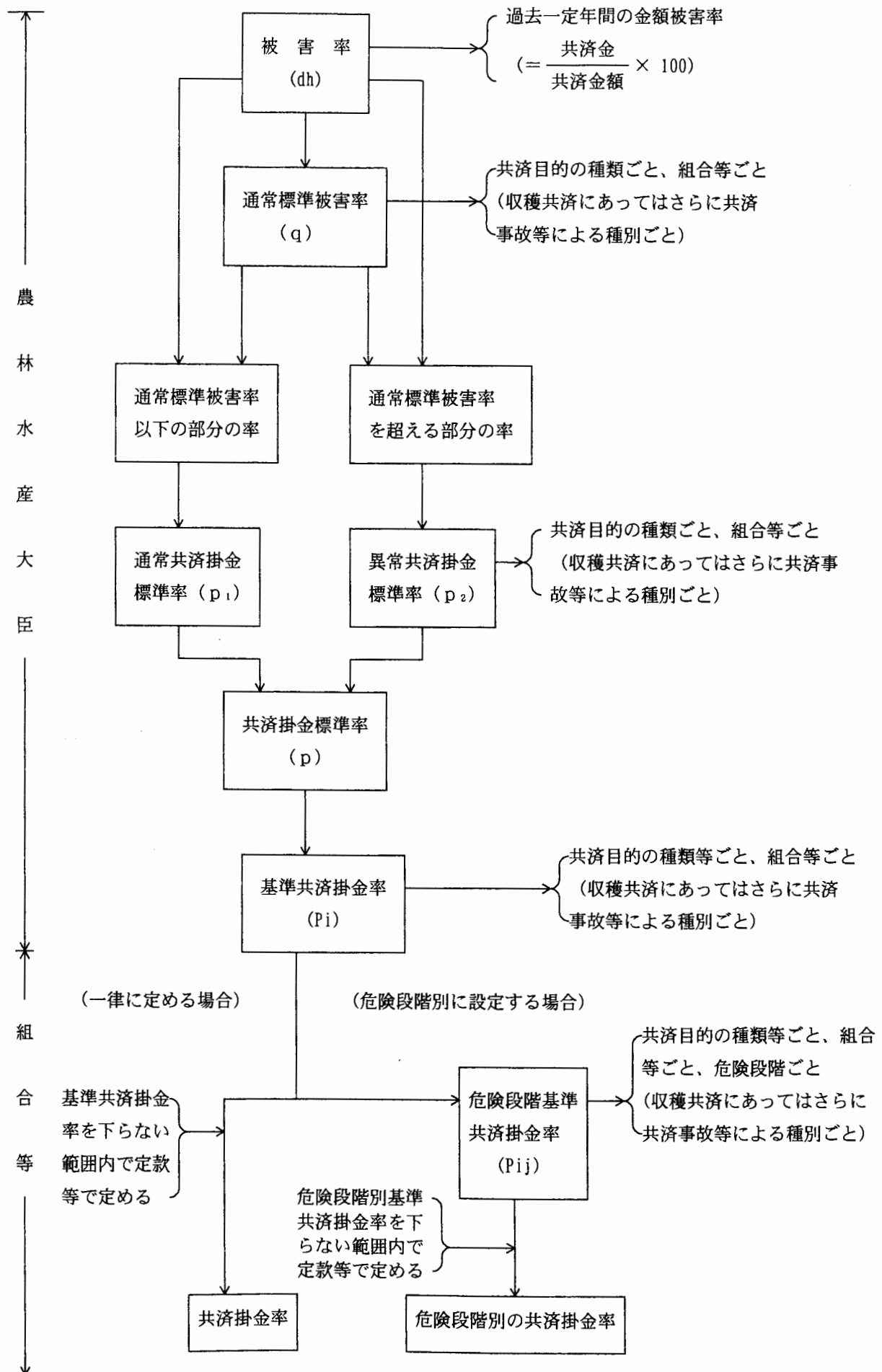
11 共済掛金率（法120の7、規則33の6の8、規則33の7）

(1) 組合等は、共済掛金率を共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、農林水産大臣が定めた基準共済掛金率を下らない範囲内で定款等で定める。（危険段階別の共済掛金率を設定する組合等においては、組合等は共済目的の種類等ごと、共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、危険段階別の基準共済掛金率を定め、これを下らない範囲内で危険段階別の共済掛金率を定款等で定める。）

なお、農林水産大臣が定めた特定の防災施設を用いて栽培する共済目的の種類等においては、上記の定款等で定めた率に「1－当該防災施設に係る割引率」を乗じて得た率を当該割引対象組合員等の共済掛金率とする。

(2) 共済掛金標準率は、過去一定年間の被害率を基礎として、次の図の方法により農林水産大臣が3年ごとに一般に定める。

共済掛金率設定手順



12 共済掛金と国庫負担（法13の3、法13の6）

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じた額である。

国庫は、組合員等が負担すべき共済掛金のうち、当該組合員等の共済金額に基準共済掛金率（防災施設割引きの対象となる場合は、基準共済掛金率×（1－防災施設割引率））を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を負担する。

13 事業の実施と共済責任の分担（法83、法85⑩、法85の7、法121②、法122③、法123、法133、法134②、法135）

(1) 事業の実施

事業の実施については、農作物共済等の必須事業と異なり、組合等又は連合会が、その地域の果樹農業の実態に合わせて任意に実施することとされている。

この場合、組合等が果樹共済事業を行うことができるのは、その所属する連合会が果樹共済の共済責任に係る保険事業を行う場合に限られている。

(2) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、連合会と組合等との間に保険関係が、連合会と政府との間に再保険関係が当然に成立する。

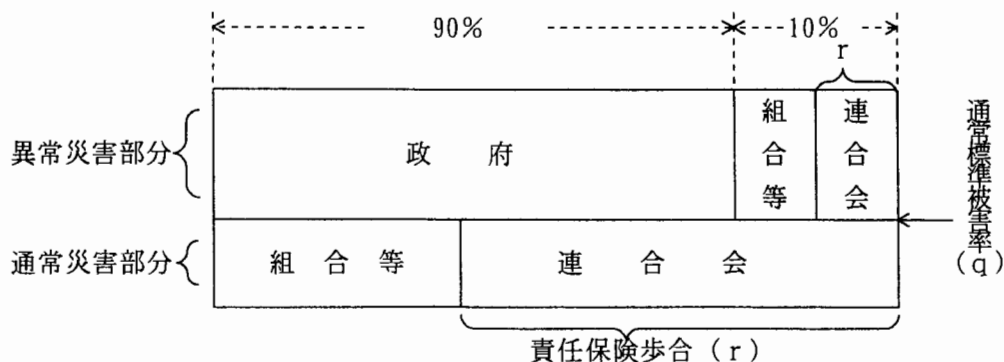
保険関係及び再保険関係の単位は、収穫共済にあつては組合等ごと、共済目的の種類ごと及び収穫共済区分（下表参照）ごと、樹体共済にあつては組合等ごと及び共済目的の種類ごとである。

| 収 穫 共 済 区 分 | |
|-------------|------------------|
| 半相殺減収 | 総合一般方式 |
| 半相殺減収 | 総合短縮方式 |
| 半相殺特定危険方式 | 減収暴風雨方式 |
| | 減収ひょう害方式 |
| | 減収凍霜害方式 |
| | 減収暴風雨・ひょう害方式 |
| | 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式 |
| 全相殺方式 | 減収総合方式 |
| | 品質方式 |
| 災害収入共済方式 | |

(3) 責任分担

組合等ごとの共済金額のうち、通常標準被害率以下の部分（通常災害部分）及び通常標準被害率を超える部分（異常災害部分）の100分の10に相当する部分について組合等と連合会が歩合により責任を分担し、その他の部分については政府が再保険する。

〔参考〕果樹共済の責任分担図（三段階制）



- (注) 1 通常標準被害率は、通常災害部分と異常災害部分を決めるための基礎となる率である。
- 2 責任保険歩合は、通常災害部分及び異常災害部分のうち10%に相当する部分のそれぞれのうち組合等が連合会に付保する割合のことであり、組合等ごとに2～8割の範囲内で、農林水産大臣が定める。

(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

14 損害評価（法98の2、法132①）

（1）組合等の行う損害評価

ア 収穫共済

（ア）悉皆調査

組合等は、

- ① 半相殺の減収総合方式にあつては、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに共済事故により3割を超える損害があつたとして損害通知のあつた組合員等の被害樹園地について収穫期に評価員、職員等により、検見又は実測の方法により見込収穫量を調査する。
- ② 半相殺の特定危険方式にあつては、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに共済事故の発生の都度（摘果終了時前にあつてはすべての災害の発生の都度）及び摘果終了時に当該事故発生通知又は災害の発生に係る樹園地について、また、収穫期に損害通知のあつた樹園地について、評価員、職員等により、検見又は実測の方法により見込減収量を調査する。
- ③ 全相殺の減収総合方式及び品質方式にあつては、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに共済事故により2割を超える損害（品質方式にあつては品質の程度を含む。）があつたとして損害通知のあつた組合員等について出荷終了後、評価員、職員等により、当該組合員等が出荷している農業協同組合等の共同出荷に係る資料から出荷数量等を調査する。
- ④ 災害収入共済方式にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故による損害があつたとして（品質の程度を含む。）損害通知のあつた組合員等について出荷終了後、評価員、職員等により、当該組合員等が出荷している農業協同組合等の共同出荷に係る資料から出荷数量等及び生産金額を調査する。
- ⑤ なお、上記のいずれの方式にあつても、損害通知のあつた組合員等の被害樹園地（全相殺の減収総合方式及び品質方式並びに災害収入共済方式にあつては、組合員等の全樹園地）の調査に当たって、共済事故以外の原因によって減収がある場合には、その減収について分割し評価を行う。

（イ）抜取調査

悉皆調査を評価地区を設けて行った組合等においては、悉皆調査結果を検定するため、評価会委員、職員等によって一定数の組合員等を抽出し、抜取調査を行い、（ア）の悉皆調査結果を修正する。

（ウ）品質指数の調査等

- ① 全相殺の品質方式及び災害収入共済方式については、組合員等が出荷している農業協同組合等の共同出荷に係る資料から当該組合員等の果実の品質の程度により、組合員等ごとの実収量を一定の方法により調整するための品質指数を求める。
- ② 半相殺の減収総合方式、特定危険方式及び全相殺の減収総合方式については、見込収穫量（特定危険方式にあつては見込減収量）又は出荷数量等の調査の際、共済事故によって果実が通常の仕向先に出荷できないような品質のものとなつたものについては、一定の調整を行つて見込収穫量（特定危険方式にあつては見込減収量）を求める。

（エ）損害高の取りまとめ

半相殺の特定危険方式以外の方式にあつては、共済目的の種類等ごと（災害収入共済方式にあつては特定収穫共済の共済目的の種類）及び組合員等ごとに見込収穫量に分割減収量がある場合にはこれを加算した数量（全相殺方式及び災害収入共済方式については、出荷数量等に分割減収量がある場合にはこれを加算した数量）を実収量とし、次式により損害割合を求める。

半相殺の特定危険方式にあつては、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの見込減収量から分割減収量がある場合にはこれを差し引いて得た数量を実減収量とし、次式により損害割合を求める。

① 半相殺の減収総合方式

$$\text{損害割合} = \frac{\sum (\text{被害樹園地の基準収穫量} - \text{被害樹園地の実収量})}{\text{樹園地ごとの基準収穫量の合計}} \times 100$$

ただし、細区分が定められた共済目的の種類等にあつては

$$\text{損害割合} = \frac{\Sigma (\text{被害樹園地の基準収穫金額} - \text{被害樹園地の収穫金額})}{\text{樹園地ごとの基準収穫金額の合計}} \times 100$$

$$\begin{aligned} & \text{被害樹園地の基準収穫金額} \\ & = \Sigma (\text{被害樹園地の細区分に係る基準収穫量} \times \text{細区分に係る単位当たり価額}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{被害樹園地の収穫金額} \\ & = \Sigma (\text{被害樹園地の細区分に係る実収穫量} \times \text{細区分に係る単位当たり価額}) \end{aligned}$$

② 半相殺の特定危険方式

$$\text{損害割合} = \frac{\text{樹園地ごとの減収量 (又は減収金額) の合計}}{\text{樹園地ごとの基準収穫量 (又は基準収穫金額) の合計}} \times 100$$

③ 全相殺の減収総合方式及び品質方式

$$\text{損害割合} = \frac{\text{基準収穫量} - \text{実収穫量 (品質方式にあつては実収穫量} \times \text{収穫年の品質指数)}}{\text{基準収穫量}} \times 100$$

④ 災害収入共済方式

次の場合に共済事故による損害があつたものとする。

$$\text{基準収穫量} > (\text{実収穫量} \times \text{品質指数})$$

イ 樹体共済

(ア) 悉皆調査

組合等は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故により10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超える損害があつたとして損害通知のあつた組合員等の被害樹園地の損害のあつた樹体について共済責任期間の終期に、評価員、職員等により検見の方法により、共済目的の種類等の細区分別、樹齢区分別及び損害程度別に損害程度別損害本数を調査し、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに損害額及び損害割合を求める。

なお、悉皆調査に係る抜取調査については収穫共済に準じて行う。

(イ) 損害額の取りまとめ

$$\text{① 損害割合} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額}} \times 100$$

$$\text{② 損害額} = \Sigma (\text{共済目的の種類等の細区分別} \cdot \text{樹齢区分別の全損換算本数} \times \text{共済目的の種類等の細区分別} \cdot \text{樹齢区分別の1本当たり価額})$$

$$\begin{aligned} & \text{共済目的の種類等の細区分別} \\ & \cdot \text{樹齢区分別の全損換算本数} = \text{細区分別} \cdot \text{樹齢区分別} \Sigma (\text{損害程度別本数} \times \text{損害程度(中央値)}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{共済目的の種類等の細区分別} \cdot \\ & \text{樹齢区分別の1本当たり価額} = \frac{\text{共済目的の種類等の細区分別} \cdot \\ & \text{樹齢区分別の共済価額}}{\text{共済目的の種類等の細区分別} \cdot \\ & \text{樹齢区分別の引受本数}} \end{aligned}$$

ウ 当初評価高の認定

組合等は、損害評価会の意見を聴いて、共済目的の種類等ごと（災害収入共済方式にあつては特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び樹体共済にあつては共済目的の種類ごと）及び組合員等ごとの損害を認定し、組合等当初評価高として連合会に報告する。

(2) 連合会の行う損害評価

ア 抜取調査

連合会は、組合等の調査結果を検定するため、組合等が調査を行った組合員等のうち、一定数以上の組合員等を抽出し、評価員、職員等により、収穫量（特定危険方式にあつては減収量）の調査を実測の方法又は実測及び検見の方法（全相殺の減収総合方式及び品質方式、災害収入共済方式にあつては出荷数量等の調査）によって行う。

イ 当初評価高の認定

損害評価会の意見を聴いて、組合等ごとの損害を当初認定し、連合会当初評価高として農林水産大臣に報告する。なお、収穫共済にあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと、樹体共済にあつては、共済目的の種類ごとに連合会管内の全組合等が通常災害の場合には、農林水産大臣に対する報告と同時に、連合会当初評価高どおり組合等ごとの損害高を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

(3) 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、連合会から提出のあつた連合会当初評価高について農林水産統計資料等によって審査し、認定又は承認する。

(4) 損害の最終認定

連合会は、農林水産大臣から損害の認定又は承認の通知があつた場合には、その損害高をもって組合等ごとの損害高を認定（農林水産大臣の認定量が連合会当初評価高と異なるときは評価会に諮る。）し、その旨を組合等に通知するとともに評価会に報告する。

組合等は、連合会から損害高の認定通知があつたときは、連合会が認定した損害高を超えないように共済金支払対象組合員等及びその組合員等に係る減収量を認定する。

15 共済金等の支払（法120の8、法125①、法137、規則33の7の3、規則33の7の4、規則33の8、規則33の9）

(1) 共済金の支払

ア 収穫共済

共済金の支払は

(ア) 半相殺の減収総合方式にあつては共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による損害割合が30%を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出される額である。

共済金＝共済金額×支払割合

$$\text{支払割合} = \left(\frac{10}{7} \times \frac{\text{損害割合}}{100} - \frac{3}{7} \right) \times 100$$

(イ) 半相殺の特定危険方式並びに全相殺の減収総合方式及び品質方式にあつては、共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故（特定危険方式にあつてはⅡの4のエの特定事故に係る特定の共済事故に限る。）による損害割合が20%を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた共済金の支払割合を乗じて算出される額である。

共済金＝共済金額×支払割合

$$\text{支払割合} = \left(\frac{5}{4} \times \frac{\text{損害割合}}{100} - \frac{1}{4} \right) \times 100$$

(ウ) 災害収入共済方式にあつては共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故による損害があつた場合に、特定収穫共済限度額から生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて算出される額である。

$$\text{共済金} = (\text{特定収穫共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定収穫共済限度額}}$$

(注) 特定収穫共済限度額は、基準生産金額の80%に相当する金額である。

イ 樹体共済

共済金の支払は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに共済事故による損害の額が10万円（共済価額の10分の1に相当する金額が10万円に満たないときは、当該相当する金額）を超えた場合に、その損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて算出される額である。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

(2) 保険金の支払

連合会の支払う保険金は、収穫共済にあつては共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごと、樹体共済にあつては共済目的の種類ごと及び組合等ごとに次により算出する。

ア 通常災害組合等の場合

$$\text{保険金} = \text{支払共済金} \times \text{責任保険歩合}$$

イ 異常災害組合等の場合

保険金は以下の（ア）（イ）（ウ）を合計して得た額である。

$$\text{（ア）} = (\text{支払共済金} - \text{通常責任共済金額}) \times 0.9$$

$$\text{（イ）} = (\text{支払共済金} - \text{通常責任共済金額} - \text{（ア）}) \times \text{責任保険歩合}$$

$$\text{（ウ）} = \text{通常責任共済金額} \times \text{責任保険歩合}$$

(3) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、異常災害組合等について収穫共済にあつては共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合等ごと、樹体共済にあつては共済目的の種類ごと及び組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{再保険金} = (\text{支払共済金} - \text{通常責任共済金額}) \times 0.9$$

(4) 再保険金の概算払

ア 収穫共済

共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに損害割合が半相殺の減収総合方式にあつては60%、その他の方式にあつては50%以上を対象として行う。

イ 樹体共済

共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに損害額の割合が50%以上を対象として行う。

16 無事戻し（法102、規則24）

組合等は、果樹共済の種類ごと及び共済目的の種類ごとに、毎事業年度、前3事業年度間に支払を受けた共済金及び前2事業年度間の無事戻金の合計金額（以下「共済金等の合計金額」という。）が前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る共済掛金のうちの組合員等負担部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担部分」という。）の2分の1に相当する金額に満たない組合員等に対して、総会又は総代会（市町村は議会）の議決を経て、共済掛金組合員等負担分の2分の1に相当する金額から共済金等の合計金額を差し引いて得た金額を限度として、定款等の定めるところにより無事戻しをすることができる。

Ⅲ 用語の説明

1 共済金額・保険金額・再保険金額

(1) 共済金額は、組合等が組合員等に支払う共済金の最高責任限度額を示すもので、次により定める。

ア 収穫共済

共済目的の種類等ごと組合員等ごとに、果実の単位当たり価額に標準収穫量を乗じて得た額（標準収穫金額、災害収入共済方式にあつては基準生産金額）に、定款等で定める最低割合（40%～60%）を乗じて得た金額を下らず、70%（特定危険方式及び災害収入共済方式にあつては80%）を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

イ 樹体共済

共済目的の種類等ごと組合員等ごとに、共済価額に、定款等で定める最低割合（40%～60%）を乗じて得た金額を下らず、80%を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額である。

(2) 保険金額は、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{保険金額} = \text{再保険金額} + \text{通常歩合保険金額} + \text{異常歩合保険金額}$$

(3) 再保険金額は、政府が連合会に支払う再保険金の最高責任限度額を示すもので、次により算出する。

$$\text{再保険金額} = \text{異常責任共済金額} \times 0.9$$

2 通常責任共済金額・異常責任共済金額

通常責任共済金額は、組合等及び連合会の責任のうち通常災害部分についての最高責任限度額を示すもので次により算出する。

通常責任共済金額は、通常災害部分と異常災害部分とに区分する基準となる。

$$\text{通常責任共済金額} = \text{共済金額} \times \text{通常標準被害率} (q)$$

異常責任共済金額は、異常災害部分であり、政府が9割、組合等及び連合会が1割の責任である。

$$\text{異常責任共済金額} = \text{共済金額} - \text{通常責任共済金額}$$

3 通常歩合保険金額・異常歩合保険金額

通常歩合保険金額は、通常災害部分の連合会責任額である。

$$\text{通常歩合保険金額} = \text{通常責任共済金額} \times \text{責任保険歩合}$$

異常歩合保険金額は、異常災害部分の連合会責任額である。

$$\text{異常歩合保険金額} = (\text{異常責任共済金額} - \text{再保険金額}) \times \text{責任保険歩合}$$

4 共済掛金・保険料・納入保険料

共済掛金は、次により算出する。組合員等が組合等に納入する共済掛金は、共済掛金から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

保険料は、次により算出する。組合等が連合会に納入する保険料は、保険料から共済掛金国庫負担額を差し引いた残額である。

$$\text{保険料} = \text{再保険料} + \text{通常歩合保険料} + \text{異常歩合保険料}$$

5 再保険料・納入再保険料・実納入再保険料

再保険料は、政府の再保険金の支払財源として連合会が納入すべき額で次により算出する。

$$\text{再保険料} = (\text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}) \times 0.9$$

組合等の再保険料の額が共済掛金国庫負担額を上回るときは、その差額が納入再保険料になる。組合等ごとの納入保険料の合計額が連合会手持保険料を上回るときは、その差額が実納入再保険料となる。

6 連合会交付金・組合等交付金

連合会手持保険料が組合等ごとの納入保険料の合計額を上回るときは、その差額が連合会交付金となる。共済掛金国庫負担額が保険料を上回るときは、その差額が組合等交付金となる。

7 異常責任共済掛金・通常責任共済掛金

異常責任共済掛金及び通常責任共済掛金は、次により算出する。

$$\text{異常責任共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{異常共済掛金標準率}$$

$$\text{通常責任共済掛金} = \text{共済掛金} - \text{異常責任共済掛金}$$

8 通常歩合保険料・異常歩合保険料

通常歩合保険料及び異常歩合保険料は、次により算出する。

$$\text{通常歩合保険料} = \text{通常責任共済掛金} \times \text{責任保険歩合}$$

$$\text{異常歩合保険料} = (\text{異常責任共済掛金} - \text{再保険料}) \times \text{責任保険歩合}$$

9 組合等手持掛金

組合等が組合員等に支払う共済金支払の財源となるもので、次により算出する。

$$\text{組合等手持掛金} = \text{共済掛金総額} - \text{保険料}$$

10 連合会手持保険料

連合会手持保険料は、連合会における保険金（再保険金を除く。）支払の財源となるもので、次により算出する。

$$\text{連合会手持保険料} = \text{保険料（総額）} - \text{再保険料}$$

11 共済金負担区分

共済金は、組合等、連合会及び政府によって、それぞれ負担区分されており、次により算出する。

$$\text{組合等負担額} = \text{共済金} - \text{保険金}$$

$$\text{連合会負担額} = \text{保険金} - \text{再保険金}$$

$$\text{政府負担額} = \text{再保険金}$$

12 被害率

被害率の種類及び算定方法は、次のとおりである。なお、基準共済掛金率の算定基礎となるものは、金額被害率である。

$$\text{戸数被害率} = \frac{\text{被害戸数（延）}}{\text{引受戸数（延）}} \times 100$$

$$\text{面積被害率} = \frac{\text{被害面積}}{\text{引受面積}} \times 100$$

$$\text{収量被害率} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量（収穫共済のみ）}} \times 100$$

$$\text{金額被害率} = \frac{\text{共済金}}{\text{共済金額}} \times 100$$

$$\text{本数被害率} = \frac{\text{全損換算本数}}{\text{引受本数（樹体共済のみ）}} \times 100$$

$$\text{価額被害率} = \frac{\text{損害額}}{\text{共済価額（樹体共済のみ）}} \times 100$$

13 表示上の注意

- (1) 表中、「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くものである。
- (2) 全国統計の表示数は、表示単位以下1位の数値を四捨五入したものである。したがって、積み上げが合計値と合致しないことがある。
- (3) 熊本県においては、特定組合と政府の保険関係（2段階制）により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。なお、この保険関係については次のように整理している。保険金額→再保険金額の欄、保険料→再保険料の欄（従って、組合等手持掛金は「共済掛金総額－再保険料」となる。）、保険金→共済金負担区分の政府負担額の欄。